

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月24日（火）午後1時30分～午後2時55分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葎 矢 護
副会長	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	北 仲 賢 一 夫
委 員	倉 幹 夫
委 員	畑 崎 幸 男
委 員	甲 斐 嘉 晃
委 員	丸 田 智 代 子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	技 師	川 崎 優 海

京都府農林水産部水産課	主 任	難 波 真 梨 子
-------------	-----	-----------

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する京都府の留
保枠の解除について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第3号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第4号議案 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

5. 議事
事務局長

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、第7回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており出席委員は8名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

各委員様、御多用の中、出席いただきましてありがとうございます。

本日は4つの議案がございます。第1号議案「京都府資源管理方針の変更について」、第2号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する京都府の留保枠の解除について」、第3号議案「小型いかつり漁業の制限措置等について」、第4号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））の制限措置等について」です。1号から4号の全ての議案について、京都府知事からの諮問ですので御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。倉委員、畑崎委員よろしくをお願いします。また、本日、WEBにて出席されております丸田委員におかれましては、業務の御都合により午後2時30分前後に退出されるとのことです。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

第1号議案「京都府資源管理方針の変更について」を審議します。京都府から説明をお願いします。

（水産課）

難波主任

（第1号議案について説明）

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

トレーサビリティの厳格化ということでの報告体制ですね、これがかなり厳格化されたということですね。陸揚げしてから3日以内ということですが、出席の委員さんにおかれましては、定置網漁業等ですね、現場で活躍されている方がおられますので3日というのはいかがでしょうか。

特に、御意見等ございますか。

倉委員 問題ないと思います。

葭矢会長 問題ないですか。3日ということで特に問題ないということでございます。その他何か御意見ございますか。

それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

次に、第2号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する京都府の留保枠の解除について」を審議します。

京都府から説明をお願いします。

(水産課)
難波主任

(第2号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

小型魚の府の漁獲枠は一杯で、大型定置などの定置漁業が9割近くを占めていますので留保枠を全て定置漁業へ割り振るという内容ですが、いかがでしょうか。

川崎副会長 留保枠を足したところで、何日持つか、という感じですね。まあ他の委員さんがそれで良いとおっしゃっているので結構です。

葭矢会長 その他、いかがでしょうか。

川崎技師 現在操業されている方では1名。去年までは2名おられましたが、そのうちの1名が廃業されたということで、今は1名になります。

葭矢会長 ありがとうございます。
なかなか、いかつり漁業も資本が必要であるということと、個人経営の漁業ということもありますので、現状では1隻のみ操業されているということでございます。
但馬海区からの京都府沖合海面への入会許可の上限枠が20隻ありますが、およそどれくらいの方が申請されるのですか。

川崎技師 今年の申請予定について事前に聞いたところ、福井県の方ですと今年は9隻、兵庫県の方は今年は申請者がいないということで、福井県の方のみの申請になると思われま

葭矢会長 そのような状況について、いかがでしょうか。

川崎副会長 やはりイカが少ないし、採算が合わないので廃業されているのですか。

川崎技師 はい。実際に海に出漁する際の燃料費などの経費負担、漁獲量の実態、漁業者さんの労力や高齢化などにより、年を重ねていくにつれて漁業経営が難しくなるというところもあって、廃業に至るとい

うのが実情になります。
現在、本府で許可されている1名の方も高齢により、たまに出漁されることはあるのですが、頻繁には出漁されないというところで、廃業される要因として、高齢化による影響も大きいと思われま

川崎副会長 20年前は、府の沖合で釣船を勘定したら100隻以上いましたけど。やはり高齢化で後継者がいないのが原因ですかね。他には燃料の高騰もありますか。

川崎技師 福井県や兵庫県でも、年々、京都府沖合まで遠出する漁業者さんは減っているのですが、やはり、高齢化で漁船を手放すというところ

るも理由としてあります。

葭矢会長 川崎委員よろしいですか。

川崎副会長 わかりました。ありがとうございました。

葭矢会長 その他、御意見、御質問ございますか。
それでは他に御発言がないようですので、本議案は特に問題がないということで、京都府知事に答申をさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨、答申させていただきます。

次に、4つ目の議案でございます。

第4号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいかた網漁業））の制限措置等について」を審議します。京都府から説明をお願いします。

川崎技師 (第4号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくをお願いします

川崎副会長 天然のとりがいは、生きている個体がどれくらいいるのか、ちょっと心配ですね。そういう調査はいつ頃されるのですか。

川崎技師 操業が始まる5月頃から実施されるのですが、舞鶴地区では、毎年4月下旬頃に曳網調査をしています。

宮津地区でも同じような調査をしていますが、少しずつ資源が減少しているとの話を聞いています。

川崎副会長 わかりました。

葭矢会長 ありがとうございます。

甲斐委員、舞鶴湾内でも生息環境が、大分変わってきているのですか。

甲斐委員 底生生物の生息層は、だいぶ変わってきています。

葭矢会長 なかなか、とりがいの生育が難しい環境になってきたみたいなので、府全体としてはどうなのかと思ひまして。

甲斐委員 底生生物の生息層が、とりがいにどう影響しているのかというのは、ちょっとわからないです。

葭矢会長 なかなか、トータルで考えるのは難しいですね。
栗田地区の方はどうですか。

狩野委員 栗田も試験曳きをやっていますけど。30分曳いて一個獲れるか獲れないくらいですから、私はもう20年以上曳いていません。

他にアサリもいましたが、同じ2枚貝ですけど、水温が高くなったからかどうかわかりませんが、獲れなくなってしまいました。

貝類の浮遊幼生ですね。生まれてすぐには、海底に定着しないのかもしれませんが、10数年前に、元田井の海岸で1年間だけアサリがたくさん獲れたことがあったのですが、それ以外の年は、獲れていないです。そのような状況なので調査をしていただきたいです。

なんとかね。ほんとうに2枚貝がね、絶滅して、生息域がどんどん北上しているような気がするのですね。

よく言われますように、水温に強い個体であれば、生息域が北上することもなく影響は少なくなります。

やはりそういった面で、環境の変化について、ある程度解明いただいて強い遺伝子を持った個体を残すような努力をしていただくと、なんとか漁を続けていけるかと思うのですけれど。アサリについては瀬戸内海でもいろいろな研究をされていますけど、成果を残せていただければ、他の貝類にも良い影響を与えてくれると思うのですが、何とかお願いしたいというところです。

葭矢会長 ありがとうございます。

2枚貝が生育する環境としては、非常に厳しい状況が続いているので、とりがい養殖にしても、去年、高水温が長期間続いたということで生育には厳しい状況になっていると伺っており、試験研究機関では技術開発も進み、水温に比較的強いタイプの種苗を生産していただいていると思うのですが。

私も府の水産振興事業団の理事長をやっております。理事会では、他の理事から、高水温対策のために育成期間をもう少し長くできないかとの意見もいただきますが、期間を1年ほどかけてしまうと、選別などで海中の種苗を7回ほど筏に引っ張り揚げて作業をするものですから、小さい貝をたくさん死なしてしまう可能性があるため逆効果となります。

なかなか現場対応としても難しいのかな。どういう方法が良いのか、関係者が知恵を出し合いながらやっていくべきだと考えています。

その他、いかがでしょうか。

川崎副会長 舞鶴地区でも2枚貝は大概死んでいますけど、アサリについては、天然種苗はいませんが、育成種苗のものが、これがもう不思議で、ここまで生きていくというぐらい強いです。

アサリの育成種苗を多く作ってくれたら、アサリ漁をする人がたくさんいると思います。

川崎技師 アサリも昔は宮津の文殊のところとか、よく獲れたというので漁業の生業にもなったのですが、年々獲れなくなってきたということで、ほとんどの地区で、アサリは養殖へ切り替わっていくような状況です。

高水温について、確かに舞鶴湾でも30度以上の高水温が長期に渡って続くので、年々、生息している2枚貝などには、なかなか厳しい状況になりつつあるというところで、養殖でも短期畜養なり、年々厳しさを増す海水温の上昇に対応した技術を、さらに開発していく必要があるというところで、水産事務所としても、ご意見をいろいろと聞きながら、少しずつでも対応できるよう努力していくことが必要だと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

とりがイケた網漁は、試験操業の結果が良ければ、許可を持って

漁者も対象だと思いますので、その点に関してどういう方向で考えられているのか、説明がなかったので方向性を聞きたいです。

廣岡補佐

今、狩野委員から、ご懸念ということでお示しをいただきましたが、ブリを漁業者が管理していくことが、今後進むなかで、遊漁で採捕される方について、水産庁なり、どのように考えているのかということがございます。正直、この間、都道府県と水産庁のやりとりの中では、あまり強く都道府県サイドからも言ってこなかったというところがあります。ただ、非常に気にしているところではあります。

先ほど申しました、資源管理推進のロードマップでも、水産庁として、遊漁の実態把握、それから採捕数量の管理、それらを踏まえた採捕を、どのようにコントロールしていくかというところが、5か年の取組期間のなかで、一定の目標を定めているところではあります。

ブリがこのように厳格に管理されるなかで、遊漁者の採捕についてどう管理するかを問うていくことは当然必要であると考えています。ですので、明日この場で言うかどうかは、分かりませんが、近く説明する機会のなかで、京都府としても、水産庁に漁業者の規制を段階的に高度化していくのは分かった、そして、遊漁の実態把握とか、採捕のコントロールについて、水産庁としてどのように考えているのかというところを、はっきり示していただきたいということを意見として言う必要があるのかなど。

ですので、今のところ水産庁から、遊漁について、ブリに限ったところではありますけれど、遊漁の採捕をどう実態把握していくのかについて、具体的な説明はないという段階です。

葭矢会長

ありがとうございます。

まだ遊漁については、水産庁としては基本的にこうやっていくというのは、ないということですか。

廣岡補佐

一昨年頃から、特にクロマグロ関係の遊漁の採捕について、どれだけ実態を把握できているのかという議論は当然あったわけですが、まずは、実態把握が重要という水産庁の説明が繰り返されているなかで、一昨年から2年近く、実態把握がどこまで進んでいるのかというの、やはり問わなければいけないとは思っています。2年

川崎技師

(報告事項2について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。
福井県から入漁してくる漁船について、上限枠を変えましょうということのようです。

川崎副会長

これね、網野地区漁業者の岡田君と話したことがありまして、京都の船も福井の方へ行っているわけですね。福井県からは十何隻かは、京都府沖合の東経135度20分、そこまではやって来れます。行き来できるのに入会というのは、おかしいのではないかと思いますので、そういう話を去年の暮にしました。
この件については、今年の6月だったら、これから福井県との協議がありますよね。その時に、どうなるのでしょうか。
その話はまだ聞いておりませんか。

廣岡補佐

川崎委員のお尋ねの通り、過去、特に舞鶴地区の、手繰1種船ですね、福井県への入漁の許可を受けてこられた経過があります。もうやめると、福井県には入らないということを示されたということで、現状、実際に福井県からは入っているけれども京都府から福井県に行くことはないという状況。ただ、協定上、京都府から福井県に行くことがまかりならんということではありません。そこは相互の話し合いによって復活するとすれば復活できます。ただ、先行きの話として、岡田さんの話にもあったように、不均衡ではないかと、入会協定じゃないかと、入漁を認めるための協定でしかないというような、これはおっしゃるとおりです。そういったことも踏まえて各地区毎に御意見も色々あるかと思いますが、その協定の建付けそのものに合わず、あるいはもっと福井県からの入漁に対して厳しい条件を課していくと、そのようなことも、底連の中ではお話をされているということは承知しております。ただ、今年の話し合いに向けて、京都府として具体的にどんな条件を提示していくかという話までは、まだ正直、全体が煮詰まっているわけではないと思っております。

ただ、先ほど川崎委員の説明にもありましたとおり、今の協定自体が令和9年までなので、もう来年までが期限ということになりま

すので、協定そのものの行使に向けて、京都府としてどういう条件を提示していくのかというところの議論は、今後引き続き1年くらいかけてされていくものと思いますので、そこは私どもも色々とお話を聞くなり、意見を申し上げるなりして、京都府として不利益にならないような形で、福井県からの入漁がある程度維持されたとしても、より京都府の漁業者の操業に支障がないように、京都府の沖合のズワイガニをはじめとする資源が安定的に利用できるような、入会関係というのものを作り直していくという議論が必要だと思っております。

そこで何がしかのお話がでてくれば、この海区委員会で御報告なりできると思います。引き続き御意見を聞いていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

葭矢会長 その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

特に御意見がなければ、今回、委員会の意見を聴取したという形です。この内容で、年月日を入れて、基本方針として成文化されるということでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは特にこれ以上意見がないということですので、これで報告事項を終了させていただきます。その他、事務局から何かありますか。

本多次長 次回が今年度最後の委員会となります。来月の3月9日、月曜日、午後1時30分から、こちら3階の研修室で開催させていただきますので、よろしく申し上げます。また、本日出席の委員様で、急用等で出席できなくなった方がおられましたらお伝えください。

葭矢会長 ありがとうございます。

それでは委員会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

【閉会 午後2時55分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和8年2月24日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員